(11)		(3)		ック欄
(11)	図書の種類	記載事項	目視 確認	動作
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		
		方位		
	配置図	敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別		
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ		
		煙突等の位置、寸法及び構造方法		
		主要部分の材料の種別及び寸法		
		煙突等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面 形状		
	平面図又は横断面図 	近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法		
		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法 及び構造方法並びに材料の種別		
		工作物の高さ		
		主要部分の材料の種別及び寸法		
	側面図又は縦断面図	煙突等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面 形状		
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法		
		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法 及び構造方法並びに材料の種別及び寸法		
		主要部分の材料の種別及び寸法		
	##\#** (m [53]	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接 の構造方法		
	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ		
·第139条		管の接合方法、支枠及び支線の緊結		
'ऋ।ऽउ⊼	基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法		
		支持地盤の種別及び位置		
	敷地断面図及び基礎・地盤 説明書	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置		
	0,140	基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠		
	 使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別		
		くいに用いるさび止め又は防腐措置		
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する 構造耐力上の安全性を確保するための措置		
	他工力法等計画音	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法		
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法		
		令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法		
	◇第20 冬 第3陌苯Ⅰ/ H 第	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第38条第3項若しくは第 4項、令第39条第2項、令 第66条、令第67条第2項、 令第69条、令第73条第2項 ただし書、令第79条第2 項、令第79条の3第2項、 令第80条の2又は令第139	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第69条の構造計算の結果及びその算出方法		
		令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	条第1項第4号イの規定に	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	適合することの確認に必要な図書	令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	△ 第400 夕	令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法		
		は第4号口に係る認定書の写し		ļ
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		
		方位		
	配置図	敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別		
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ		
		鉄筋コンクリート造等の柱の位置、構造方法及び寸法		
		主要部分の材料の種別及び寸法		

		鉄筋コンクリート造等の柱の各部の位置及び構造方法並びに材料の
	平面図又は横断面図	種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、構造方法及び寸法
		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別
		工作物の高さ
		主要部分の材料の種別及び寸法
	側面図又は縦断面図	鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の 種別、寸法及び立面形状
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法
		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法 及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
		主要部分の材料の種別及び寸法
	1# \h +\h (m [-]	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接 の構造方法
	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ
A 75 57		管の接合方法、支枠及び支線の緊結
令第140条	基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
	敷地断面図及び基礎・地盤	支持地盤の種別及び位置
		基礎の低部又は基礎くいの先端の位直
	~~~~	基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する 構造耐力上の安全性を確保するための措置
	ルエカ太守司 四音	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
		令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法
		令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第38条第3項若しくは第 4項、令第39条第2項、令	事項
	第40条ただし書、令第47条 第1項、令第66条、令第6	7
	条第 2 項、令第69条、令第	マネの小に死たする構造が高いたの過じに出資に必要な事項
	73条第2項ただし書、令第	育   令第67条第2頃に規定する構造万法への適合性審査に必要な事項
	79条第2項、令第79条の3   第2項又は令第139条第1	(Noon) Hack that the state of t
	項第4号イの規定に適合することの確認に必要な図書	は争以
		令第79条第2頃に規定する構造万法への適合性審査に必要な事項
		令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項
		令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法
	令第139条第1項第3号又	は第4号口の規定を準用する令第140条第2項に係る認定書の写し
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		方位
	配置図	敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ
		広告塔又は高架水槽等の各部の位置、構造方法及び寸法
	-	
		主要部分の材料の種別及び寸法
	平面図又は横断面図	広告塔又は高架水槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種 別、寸法及び平面形状
	平面図又は横断面図	広告塔又は高架水槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法
	平面図又は横断面図	広告塔又は高架水槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種 別、寸法及び平面形状
	平面図又は横断面図	広告塔又は高架水槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法
	平面図又は横断面図	広告塔又は高架水槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法 及び構造方法並びに材料の種別
	平面図又は横断面図	広告塔又は高架水槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法 及び構造方法並びに材料の種別 工作物の高さ
		広告塔又は高架水槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別 工作物の高さ 主要部分の材料の種別及び寸法 広告塔又は高架水槽等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法
		広告塔又は高架水槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別 工作物の高さ 主要部分の材料の種別及び寸法 広告塔又は高架水槽等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状

	4# \# +¥ /m [50]	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接
	構造詳細図	の構造方法
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
	₩ 7## / L 500	鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ
	基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
	敷地断面図及び基礎・地盤	支持地盤の種別及び位置
	説明書	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠
令第141条	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
	<b>佐工</b>	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する 構造耐力上の安全性を確保するための措置
	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
		令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法
		令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な 事項
		令第42条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項
	令第38条第3項若しくは第	
	4項、令第39条第2項、令	
	第40条ただし書、令第42条 ただし書、令第47条第1	令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	項、令第66条、令第67条第	
	2項、令第69条、令第70	マ第09末の傾足計算の結末及びでの昇山万広
	条、第73条第2項ただし	令第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	書、令第77条第4号若しく は第6号 今第77条の2第	
	は第6号、令第77条の2第 1項ただし書、令第79条第 2項、令第79条の3第2 項、令第80条の2又は令第 139条第1項第4号イの規 定に適合することの確認に	
		今第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要
		令第77条第4号及び第6号に規定する基準への適合性審査に必要な
	必要な図書	
		令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
		令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事    1項
		令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	<b>△竺400夕竺47王竺</b> 2□□□□	令第80条の 2 に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第 1 項第 4 号イの構造計算の結果及びその算出方法
		令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 は第4号ロの規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し
	令第139条第 1 項第 3 号又la 付近見取図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 は第4号ロの規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物
		令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 は第4号ロの規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し
	付近見取図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 は第4号ロの規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他
	付近見取図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 は第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別
	付近見取図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 は第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ
	付近見取図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 は第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法
	配置図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 ま第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面 形状
	付近見取図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 ま第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面
	配置図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 ま第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面 形状
	配置図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 ま第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面 形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法
	配置図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 は第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面 形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法 及び構造方法並びに材料の種別
	配置図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 は第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面 形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法 及び構造方法並びに材料の種別 工作物の高さ
	配置図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 ま第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面 形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法 及び構造方法並びに材料の種別 工作物の高さ 主要部分の材料の種別及び寸法
	付近見取図配置図平面図又は横断面図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 ま第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面 形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法 及び構造方法並びに材料の種別 工作物の高さ 主要部分の材料の種別及び寸法 鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の 鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の
	付近見取図配置図平面図又は横断面図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 は第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別 工作物の高さ 主要部分の材料の種別及び寸法 鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状
	付近見取図配置図平面図又は横断面図	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 は第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別 工作物の高さ 主要部分の材料の種別及び寸法 鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状
令第142条	付近見取図 配置図 平面図又は横断面図 側面図又は縦断面図	◆第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 ◆第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 は第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別 工作物の高さ 主要部分の材料の種別及び寸法 鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 横造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造所法 主要部分の材料の種別及び寸法 横造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接
令第142条	付近見取図配置図平面図又は横断面図	◆第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 ◆第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法  ま第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し  方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法  鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法  鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法  構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法  構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接 の構造方法
令第142条	付近見取図 配置図 平面図又は横断面図 側面図又は縦断面図	◆第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 ◆第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 ま第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し 方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別 工作物の高さ 主要部分の材料の種別及び寸法 鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 横造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び直形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
令第142条	付近見取図 配置図 平面図又は横断面図 側面図又は縦断面図	◆第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 ◆第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法  ま第4号口の規定を準用する令第141条第2に係る認定書の写し  方位、道路及び目標となる地物 方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法  鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法  鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法  構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法  構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接 の構造方法

1		
	説明書	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
	****	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する  構造耐力上の安全性を確保するための措置
	施工方法等計画書 	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
	A 770 0 47 77 0 7 F ++ 1	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第38条第3項若しくは第 4項、令第39条第2項、令	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法
	第79条第2項、令第80条の	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	2 又は令第142条第1項第	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	5号の規定に適合すること  の確認に必要な図書	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	の唯物に必要な自由	令第142条第 1 項第 5 号の構造計算の結果及びその算出方法
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		方位
	配置図	敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別
	HU E. E.	土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ
		乗用エレベーター等の位置、構造方法及び寸法
		主要部分の材料の種別及び寸法
		乗用エレベーター等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、
	平面図又は横断面図	寸法及び平面形状
		近接又は接合する建築物の位置、寸法及び構造方法
		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法 及び構造方法並びに材料の種別
		工作物の高さ
		主要部分の材料の種別及び寸法
	側面図又は縦断面図	乗用エレベーター等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、  寸法及び立面形状
		近接又は接合する建築物の位置、寸法及び構造方法
		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法 及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
		主要部分の材料の種別及び寸法
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接 の構造方法
	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ
		管の接合方法、支枠及び支線の金欠
	基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠
	  使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
		打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する
	  施工方法等計画書	構造耐力上の安全性を確保するための措置
		コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
		令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法
	令第38条第3項若しくは第	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	4項、令第39条第2項、令	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	第66条、令第67条第 2 項、 令第69条、令第73条第 2 項	令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	マ第09景、マ第73景第2頃   ただし書、令第79条第2	令第69条の構造計算の結果及びその算出方法
	項、令第79条の3第2項、 令第80条の2又は令第139	令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	条第1項第4号イの規定に	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	適合することの確認に必要 な図書	令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
A 65		令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
令第143条 第 2 項		令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法
/자 4 년 	令第143条第2項において準	用する令第129条の8第2項の認定に係る認定書の写し
	令第143条第2項において準	用する令第129条の10第2項の認定に係る認定書の写し
•	l .	

	令第143条第2項において準用する令第129条の12第2項において準用する令第129条の4第1項 第3号の認定に係る認定書の写し			
	令第143条第 2 項において準用する令第129条の12第 5 項の認定に係る認定書の写し			
	令第143条第2項において準  写し	師用する令第139条第1項第3号又は第4号ロの認定に係る認定書の		
		エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の 位置		
	平面図	エレベーターの機械室の出入口の構造		
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造		
		エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の 構造		
	床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に 必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
	エレベーターの仕様書	エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員		
		昇降行程   エレベーターのかごの定格速度		
		エレベーターのかごの構造		
令第129条 の3第1項		エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置		
第1号及び 第2項第1		及び構造 非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することがで		
号並びに第 129条の 4	  エレベーターの構造詳細図	きる開口部の位置及び構造		
から第129		エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法 エレベーターの制御器の構造		
条の10まで		エレベーターの安全装置の位置及び構造		
		エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置		
		出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離		
	エレベーターのかご 昇降	エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造		
	路及び機械室の断面図	エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距 離		
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造		
	エレベーターの使用材料表			
		エレベーターの機械室の出入口に用いる材料		
	エスカレーターの仕様書	エスカレーターの勾配及び揚程   エスカレーターの踏段の定格速度		
今第129条	頁 バ エスカレーターの構造詳細 図 育	通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突する		
の3第1項		ことがないようにするための措置		
第2号及び 第2項第2		エスカレーターの制動装置の構造 昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造		
号並びに第		エスカレーターの踏段の構造		
129条の12		エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造		
		エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部び中心までの水平距離		
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		
		方位		
	配置図	敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他 の建築物及び工作物との別		
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ   主要部分の材料の種別及び寸法		
		運転開始及び運転終了を知らせる装置の位置		
		非常止め装置が作動した場合に、客席にいる人を安全に救出することができる位置へ客席部分を移動するための手動運転装置又は客席にいる人を安全に救出することができる通路その他の施設の位置		
	平面図又は横断面図	安全柵の位置及び構造並びに安全柵の出入口の戸の構造		
		遊戯施設の運転室の位置		
		遊戯施設の使用の制限に関する事項を掲示する位置		
		遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置		
		遊戯施設の客席部分の周囲の状況遊戯施設の駆動装置の位置		
		工作物の高さ		

		側面図又は縦断面図	遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の構造	1
		別田四人は緑色田四	遊戯施設の客席部分の周囲の状況	
			遊戯施設の軽動装置の位置	
			遊戲施設の種類	
令第144条			遊戯/	
			を保証力が定用を行列を受及び可能有しては平均可能又は定用し同梱 度及び傾斜角度	
		遊戯施設の仕様書	遊戯施設の使用の制限に関する事項	
		四域心以の口が言	遊戯施設の客席部分の数	
			遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に関する事項	
			遊戯施設の駆動装置及び非常止め装置に関する事項	
			遊戯施設の運転室に関する事項	
			主要部分の材料の種別及び寸法	
			遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置及び構造	
		遊戯施設の構造詳細図	遊戯施設の駆動装置の位置及び構造	
			令第144条第5号に規定する非常止め装置の位置及び構造 遊戯施設の乗降部分の構造又は乗降部分における客席部分に対する 乗降部分の床に対する速度	
			主要部分の材料の種別及び寸法	
			動条又は索条の位置及び構造	
		遊戯施設の客席部分の構造		
		詳細図	遊戯施設の非常止め装置の位置及び構造	
			客席部分にいる人が客席部分から落下し、又は飛び出すことを防止	
			するために講じた措置 遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に用いる材料の種別及び厚	
			さ  は八(2)に係る認定書の写し	
İ			み替えて準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し	
		令第144条第1項第3号イに係る認定書の写し		
		令第144条第1項第5号に係	る認定書の写し	
法第88条第1項 準用する法第37		法第88条第1項において準度	用する法第37条第2号の認定に係る認定書の写し	
		70-71 -h +	敷地の位置	
		確認申請書	工作物の概要	
			許可等	
		4.c. = mm	方位、道路及び目標となる地物	
		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物 敷地の位置	
注第88条第 7 TB	5にお <i>いて</i>	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物 敷地の位置 隣地にある工作物の位置及び用途	
法第88条第2項 準用する法第48		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物 敷地の位置 隣地にある工作物の位置及び用途 敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と 他の工作物との別(申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ハ からチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築 物との別を含む。)	
		配置図	方位、道路及び目標となる地物 敷地の位置 隣地にある工作物の位置及び用途 敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と 他の工作物との別(申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ハ からチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築 物との別を含む。) 用途地域の境界線	
			方位、道路及び目標となる地物 敷地の位置 隣地にある工作物の位置及び用途 敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と 他の工作物との別(申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ハ からチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築 物との別を含む。)	
		配置図	方位、道路及び目標となる地物 敷地の位置 隣地にある工作物の位置及び用途 敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と 他の工作物との別(申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ハ からチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築 物との別を含む。) 用途地域の境界線	
		配置図 平面図又は断面図	方位、道路及び目標となる地物 敷地の位置 隣地にある工作物の位置及び用途 敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と 他の工作物との別(申請に係る工作物が令第138条第3項第2号八 からチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築 物との別を含む。) 用途地域の境界線 主要部分の寸法	
準用する法第48 第 第 第		配置図 平面図又は断面図 危険物の数量表	方位、道路及び目標となる地物 敷地の位置 隣地にある工作物の位置及び用途 敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と 他の工作物との別(申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ハ からチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築 物との別を含む。) 用途地域の境界線 主要部分の寸法 危険物の種類及び数量	
準用する法第48 第 第 第 の が	1 項から 12項まで ただし書 ほにおいて	配置図  平面図又は断面図  危険物の数量表  工場・事業調書  法第48条第1項から第12項 までのただし書の許可の内容に適合することの確認に	方位、道路及び目標となる地物 敷地の位置 隣地にある工作物の位置及び用途 敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と 他の工作物との別(申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ハ からチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築 物との別を含む。) 用途地域の境界線 主要部分の寸法 危険物の種類及び数量 事業の種類	
準用する法第48 第第の 法第88条第2項 準用する法第49 法第88条第2項	1項かで書 12項まし ただしまいて 9条	配置図  平面図又は断面図 危険物の数量表 工場・事業調書 法第48条第1項から第12項 までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 法第49条第1項又は第2項の条例でことの確認に必要な図書 法第49条の2の条例で定め	方位、道路及び目標となる地物 敷地の位置 隣地にある工作物の位置及び用途 敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と 他の工作物との別(申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ハ からチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築 物との別を含む。) 用途地域の境界線 主要部分の寸法 危険物の種類及び数量 事業の種類 当該許可に係る工作物の構造又は用途に関する事項	
準用する法第48 第第1の7 法第88条第2項 法第88条第2項 法第88条第2項 法第88条第2項 法第88条第2項	1項項まし 12項まし ただしまいて 原条 において ほからで書	配置図 平面図又は断面図 危険物の数量表 工場・事業調書 法第48条第1項から第12項までの適合す書 大第49条の2の音がであるのででである。 法第49条の2の条例でをあるの確認に必要なのででである。 法第49条の2の条例で定められた認に必要なのでである。 法第49条の2の条例で定められた認に必要なの確認に必要なのを含きます。	方位、道路及び目標となる地物 敷地の位置 隣地にある工作物の位置及び用途 敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と 他の工作物との別(申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ハ からチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築 物との別を含む。) 用途地域の境界線 主要部分の寸法 危険物の種類及び数量 事業の種類 当該許可に係る工作物の構造又は用途に関する事項 当該条例で定められた制限に係る工作物の用途に関する事項	
準用する法第48 第第1の7 法第88条条第2項 法第88条系法第49 法第88条第2項 法第88条第2項 法第88条第2項	1項項まし 12項まし ただしまいて 原条 において ほからで書	配置図 平面図又は断面図 危険物の数量表 工場・事業調書 法第48条だだの高から第12項までのの合す書 法第49条の2のの確認に必要な図割 法第49条の2の条例でることの確認に必要な図割 法第49条の2の条例でこことの確認に必要なの確認に必要なのをので定さる。 法第40条の条例でこことのをのをのをのをのをのをできる。	方位、道路及び目標となる地物 敷地の位置 隣地にある工作物の位置及び用途 敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と 他の工作物との別(申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ハ からチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築 物との別を含む。) 用途地域の境界線 主要部分の寸法 危険物の種類及び数量 事業の種類 当該許可に係る工作物の構造又は用途に関する事項 当該条例で定められた制限に係る工作物の用途に関する事項 当該条例で定められた制限に係る工作物の用途に関する事項	
準用する法第48 第第の が 法第88条第2項 準用する法第49	1項項まし 12項まし ただしまいて 原条 において ほからで書	配置図 平面図又は断面図 危険物の数量表 工場・事業調書 法第48条だだの高から第12項までのの合す書 法第49条の2のの確認に必要な図割 法第49条の2の条例でることの確認に必要な図割 法第49条の2の条例でこことの確認に必要なの確認に必要なのをので定さる。 法第40条の条例でこことのをのをのをのをのをのをできる。	方位、道路及び目標となる地物 敷地の位置 隣地にある工作物の位置及び用途 敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と 他の工作物との別(申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ハ からチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。) 用途地域の境界線 主要部分の寸法 危険物の種類及び数量 事業の種類 当該許可に係る工作物の構造又は用途に関する事項 当該条例で定められた制限に係る工作物の用途に関する事項 当該条例で定められた制限に係る工作物の用途に関する事項	

			方位、道路及び目標となる地物	
		付近見取図	敷地の位置	
   法第88条第2項において			隣地にある工作物の位置及び用途	
準用する法領			敷地境界線	
17.5 072550.50		配置図	都市計画において定められた法第51条に規定する工作物の敷地の位置	
			用途地域の境界線	
			都市計画区域の境界線	
		卸売市場等の用途に供する 工作物調書	法第51条に規定する工作物の用途及び規模	
	ただし書	法第51条ただし書の許可の 内容に適合することの確認 に必要な図書	当該許可に係る工作物の構造又は用途に関する事項	
法第88条第2項において 準用する法第60条の2第			敷地の位置	
3項	F 2 (07,000	,唯成中胡音 	工作物の概要	
法第88条第2 準用する法第 1項及び第5	第68条の2第	法第68条の2第1項の条例 で定められた制限に適合す ることの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る工作物の構造又は用途に関する事 項	
法第88条第2 準用する法第 6項		確認申請書	許可等	
法第88条第2 準用する法第 1項		既存不適格調書	既存工作物の基準時及びその状況に関する事項	
	令第137条	危険物の数量表	危険物の種類及び数量	
	の 7	工場・事業調書	事業の種類	
			工事飲用の状況	 

	工事監理の状況	
Ξ	•	•

(	備考	)

## (注意事項)

- 1.この様式による書類については、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、検査を行った建築物に適用されない場合は、当該規定に係る欄を省略した様式により作成することができます。
- 2.検査を行った建築物の工事が(ろ)欄に掲げる図書のとおり実施されていることを確かめたときは、(い)欄に掲げる建築基準関係規定ごとに、(は)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに、建築物の部分の動作確認を行ったときは、「動作確認」の欄のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。
- 3.確認審査を行った建築物が法第39条、法第40条、法第43条第2項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第 1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用 する場合を含む。)又は法第68条の9第3項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規 定を備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- 4.施行規則別記第19号様式による申請書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する写真並びに施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第7号の書類による検査を行ったときは、「工事監理の状況」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 5 . (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。